

## 響ホールにおける新型コロナウイルス感染予防対策の運用について

北九州市立響ホールでは、令和 2 年 6 月 19 日から当分の間、響ホール関係者への新型コロナウイルスの感染を防止するため、全国公立文化施設協会の「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」及び北九州市の施設利用方針に従い、運用方針（以下「本運用方針」という）を定めるもの。

響ホールの各施設における利用制限については、公演日・利用日における北九州市の施設利用方針に則するものとし、その他の制限についても同様とする。

なお、響ホール関係者とは以下のとおり

- ・響ホール施設の管理・運営に従事する職員（以下「従事者」という）。主に管理・技術係の職員。
- ・公演等の鑑賞等を行うために施設に来場する者（以下「来場者」という）。
- ・出演者及びそのスタッフ（以下「公演関係者」という）。
- ・公演等を主催する者（以下「公演主催者」という）。
- ・リハーサル室、研修室、練習室を貸室として利用する者（以下「利用者」という）。
- ・貸館予約やチケット購入などのために事務室窓口へ来館する者（以下「来館者」という）。

### 1. 感染防止のための基本的な考え方

#### (1) 管理者としての考え方

地域の感染状況を踏まえ、福岡県において示される対応指針等に基づき、北九州市とも協議の上、公演主催者と相互に協力・連携しつつ、役割を分担し、従事者、来場者、公演関係者、公演主催者、利用者、来館者への感染を防止するため、必要となる措置を効果的に講じていくものとする。

また、施設の利用制限等は、北九州市の施設利用方針に従った上限利用人数とするなど、その他の制限についても同方針に基づくものとする。

#### (2) 「三つの密」の回避

感染を拡大させるリスクが高くなる以下の 3 つの条件（いわゆる「三つの密」）について、「多くの人々が集う」「屋内施設」として注意すべき要素・リスクが存在するため、本運用方針を踏まえた適切な対応を講じることにより、施設の各箇所において「密」の条件が重なる環境の発生を防止し、感染リスクの軽減に努めるもの。

- ・密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ・密集場所（多くの人が密集している）
- ・密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

なお、一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれの発生も避けるように努めるもの。

#### (3) リスク評価

新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）のそれぞれについて、従事者、来場者、公演関係者、公演主催者、利用者、来館者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い効果的な感染防止策を講じる。

大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が想定される公演については、集客施設としてのリスク評価（③）及び地域における感染状況のリスク評価（④）も行う。また、それらの全国的な移動を伴う大規模な公演、または来場者が1,000人を超える公演については、福岡県に事前に相談するとともに、福岡県及び北九州市において示される対応指針等とリスク評価（③④）に基づき、実施の可否や開催方法等について、公演主催者のほか関係者も交えて、その影響と補償等も含めて十分に協議し判断するもの。

#### ① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど不特定多数が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。高頻度接触部位（テーブル、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等）には特に注意をします。

#### ② 飛沫感染・エアロゾル（マイクロ飛沫）感染のリスク評価

施設における換気の状況を考慮しつつ、公演の様子と人ととの距離や位置、方向等を踏まえ、施設内及び会場内で、公演関係者相互、公演関係者（特に出演者）と来場者、来場者相互、施設従事者と来場者等の各間において、舞台上の発声、対面での長時間の会話、大声での呼びかけ、マスクを外す可能性等が頻発する場所等の状況を評価します。

#### ③ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設での入退場が長時間滞留せず人ととの距離が一定程度確保できるかどうか等について、公演内容やこれまでの施設の来場実績等に鑑み、評価します。

#### ④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価します。

## 2. 基本的な感染防止策

公演主催者と協力・連携し、施設や公演に関わるすべての関係者に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要な措置を講じます。また、本運用方針に従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表するとともに、公演主催者に対しても、同様の公表をしていただくよう依頼をします。

なお、以後の全ての感染防止策は、ワクチン接種の有無に関わらず共通となります。

- 正しいマスクの常時着用

⇒ マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用すること。

- 手指の消毒や手洗いの徹底

- 大声を出さないことの奨励、咳工チケットの徹底

- 相互の社会的距離の確保

- 換気の励行（来場者を除く）

- 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限

- 厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや各地域の通知サービスの登録促進

- 検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる

- 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状

- ・PCR 等の検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去 2 週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等

### 3. 施設管理者として講ずるべき具体的な感染防止策

前記の基本的な感染防止策を踏まえ、以下の個々の場面や場所等で必要となる措置を講じます。また、大ホールとリハーサル室のそれぞれの公演主催者が異なる場合、関係者の動線ができるだけ交わらないようにゾーニングを講じます。

#### (1) 来場者等に向けた周知・広報

本運用方針に沿った感染防止対策を講じていることをホームページ等に掲載することにより、来場者等に事前に広報・周知するものとする。

- ・発熱時や体調不良時の来館控え
- ・来館時のマスク常時着用
- ・施設内での会話の抑制、咳工チケット
- ・入館時の手指の消毒や施設内の手洗いの徹底
- ・施設内での社会的距離の確保
- ・接触確認アプリの活用（使用に際しては Bluetooth を有効にする）

#### (2) 従事者に関する感染防止策

##### 勤務管理

- ・本運用方針に定めた感染防止策が実行できるように周知徹底を図る。
- ・事務室でも原則事務用品等の共用は避け、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置とするなど、従事者間の感染リスクを低減するよう工夫する。
- ・公演に直接関与しない従事者は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控える。

#### (3) 施設内での具体的な感染防止策

##### ① 接触感染防止策

リスク評価①を踏まえて、不特定多数が触れる場所を消毒するとともに、手指消毒や手洗いの励行を行う。

- ・施設内の不特定多数が触れやすい場所の徹底した消毒を少なくとも公演等の施設利用の入れ替え毎に行う。
- ・施設の出入口と共用部分（トイレ等）の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置する。不足が生じないよう定期的な点検を行う。
- ・ホール内トイレでは、ペーパータオルを常設する。
- ・会場のクローケ機能については、必要最小限の運用とし、取扱者は不織布マスクや手袋を着用するものとする。

##### ② 飛沫感染防止策

リスク評価②を踏まえて、社会的距離を確保するとともに、会話等の抑制を図る。

- ・来館者に正しいマスク着用を促すように掲示等で周知する。また、ワクチン接種の有無に関わらず、未着用来場者に対しては配布、販売等や個別に注意等を行うことにより着用を徹底し、特段の理由なくマスク着用の指示に従わない場合は、入場を拒む等の対応を検討する。
- ・施設内では、十分な間隔（最低 1 m）を空けた整列を促すように掲示等で周知する。

- ・対面で接する貸館受付・チケット販売窓口には、換気を考慮したうえアクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来館者との間を遮蔽するよう工夫をする。ただし、飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意する。
  - ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用すること。
  - ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
  - ・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

### ③ エアロゾル（マイクロ飛沫）感染防止策

空気調和設備の機能や方式は、基本的にはいずれも各種法令等により規定の設備が設置されていますが、この機能を十全に運用し発揮することにより感染防止を図るもの。

- ・空気調和設備の適切な点検を定期的に行い、施設が興行許可を取得した際の換気機能（会場内は一人あたりの換気量 20 m<sup>3</sup>/時以上）を確保する。
- ・空気調和設備の適切な運用により、効果的な循環量や換気量（吸気量に対して 20～30%以上の外気）を確保する。
- ・施設内は、空気調和設備の常時運用に加え、必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を図る。

## （4）その他、施設内での感染防止策

### ① 飲食施設、ショップ等

- ・混雑時は必要に応じて入場制限を実施する。
- ・飲食施設やショップ等の入口に適切な消毒液を設置する。
- ・飲食施設では、家族等の一集団と他集団との距離が十分な間隔（最低 1 m）となるよう席の配置を工夫する。また、飲食時にマスクを外す際は会話を控えるように周知する。
- ・飲食施設に従事する従業員は、特に不織布マスクの正しい着用と手指消毒を徹底する。
- ・物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品や見本品は極力取り扱わないようにする。
- ・会場に付属する飲食カウンター等については、休憩時等に密集状態が発生しないよう対策を講じるものとし、使い捨ての紙食器を推奨する。

### ② 清掃・ゴミの廃棄

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、不織布マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・作業を終えた後は、手洗い・消毒を行うものとする。

## 4. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

公演主催者（※）が講じるべき具体的な感染防止策は、前記の基本的な感染防止策を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照してもらいながら、以下の内容を公演主催者に対し、要請するものです。

なお、公演主催者が必要な措置を講じることができるように事前に十分な協議を行うとともに、公演の際には措置が実際に講じられているかを確認します。必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように公演主催者に要請します。

※ 響ホールが公演を主催する場合には、同様の対策を講じます。

#### (1) 事前調整

公演主催者は、施設に利用申込みを行う時点、若しくは公演概要を検討する時点で、事前にリスク評価（①②③④）を踏まえ、以下を含む必要とされる実施概要について施設管理者と協議してください。

- ・予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と施設側及び公演主催者側との役割分担の調整
- ・仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールの設定
- ・休憩時間や入退場時間について余裕を持った設定
- ・来場者が多数になることが見込まれる公演については、福岡県及び北九州市において示された対応指針等に基づいて、実施の可否及び実施する際の必要となる感染予防策についての対応の検討

#### (2) 客席の配席

- ・来場者の配席については、できるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにすること。
- ・ワクチン未接種年齢層や高齢者、が多数来場すると見込まれる公演については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討すること。
- ・客席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距離で2m以上を設けること。

#### (3) 公演関係者に関する感染防止策

- ・公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めること。
- ・公演時の出演者を除き、施設内ではマスクの常時着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底すること。
- ・控室、グリーンルーム等でも不特定多数が触れやすい場所の定期的な消毒を徹底し、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置すること。
- ・また、控室は密にならないように定員を調整するとともに常時換気を励行すること。
- ・ケータリングにおいては、使い捨ての紙食器を使用するなど、十分な感染防止対策を十分に講じること。
- ・舞台袖、舞台裏、控室などの狭いスペースでの待機時や、喫煙スペースや洗面スペース、飲食周りなどのマスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制等を徹底すること。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限すること。
- ・その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるとともに関係者の健康管理に努めること。なお、主要な関係者についてはワクチン接種をすることを推奨するもの。

#### (4) 来場者に関する感染防止策

- ・来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知すること。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、発売時に告知すること。
- ・来場者側の自己検温だけではなく、公演主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じること。
- ・入退場時の密集回避のため、時間差を設けての入退場や入退場導線の分散、案内人員の配置、また、メッセージボード等を使用した呼びかけ等により、十分な距離（最低1m）の間隔を確保すること。
- ・入退場時のエレベーター利用は、密にならないよう定員を制限すること。
- ・公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起すること。
- ・チケットシステム等の活用により、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めること。また、来場者に対して、

こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知すること。

- ・配慮が求められる来場者、障害者や高齢者、ワクチン未接種年令層等については事前に対応策を検討すること。
- ・公演前後の交通機関の分散利用や飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起すること。

## (5) 会場内での感染防止策

### ① 接触感染防止策

- ・公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の定期的な消毒を徹底すること。
- ・公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置し、入退場時の利用を周知するとともに、不足が生じないよう定期的な点検を行うこと。
- ・入場時のチケットもぎりについては入口の滞留状況等を想定し、簡略化（来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認）するか、係員のこまめな手指消毒（若しくは手袋着用）の徹底かを検討すること。
- ・チラシ・パンフレット・アンケート等は据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員の手指消毒（若しくは手袋着用）を徹底すること。
- ・公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知すること。
- ・プレゼントや差し入れ等は控えるようにすること。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限すること。
- ・来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定（来場者が控室エリア等に立ち入ること等を制限）すること。

### ② 飛沫感染防止策

公演の内容等によりますが、来場者は原則的には、会場内では一方向を向き静座し、公演中は会話等が想定されないことから、適切なマスク着用を徹底することにより、一定の感染抑制が可能となります。加えて休憩時間や入退場時にも会話の抑制を促し、密集が発生しないように対策を講じてください。また、大声を出すものがいた場合は、個別に注意等を行い、従わない場合は退場を求める等の措置も検討してください。

#### 【公演関係者（特に出演者）↔来場者間の感染防止策】

- ・感染リスクが高まるような演出（声援を求める、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は控えること。
- ・来場者の案内や誘導に際しては十分な距離（最低1m）を取るとともに、不織布マスクを着用すること。
- ・来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、換気に注意したうえで、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来場者等との間を遮蔽すること。

#### 【来場者↔来場者間の感染防止策】

- ・施設内ではワクチン接種の有無に関わらずマスク着用を必須とし、未着用來場者に対しては配布や販売等や、個別に注意等を行うことにより着用を徹底すること。
- ・休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けること。
- ・休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ホワイエ等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促すこと。
- ・休憩時間や退場時の客席からの移動に際しては券種やゾーンごとの時間差とし、滞留を抑制すること。
- ・休憩時間のトイレ等では、十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促すこと。
- ・会場・ホワイエの飲食禁止。ただし、ホワイエに限り缶やペットボトル、水筒、蓋付カップに入った飲み物

については可とする。

#### (6) その他、物販等

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨すること。
- ・物販に関わる関係者は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じてこまめな手指消毒（手袋着用）を行うこと。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないこと。
- ・オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないこと。

### 5. 感染拡大への防止策

感染者が発生した場合に備えて、速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えます。

また、発生の際には保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、可能な限り必要な情報を速やかに提供し、保健所の判断により消毒命令が発せられた際には必要箇所の消毒を実行します。

公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに響ホール施設管理者に連絡し、対応を協議してください。

- ・公演主催者は公演関係者及び来場者等について、可能な範囲で氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1ヶ月間）保持するように努めること。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知すること。

なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄すること。

また、発生した感染者等（含む同居者等）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意すること。

- ・施設管理者は、施設内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、救護室（一時的隔離）や対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備する。
- ・響ホール従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機やPCR検査の受診等の基準を定める。基本は発熱など軽度の体調不良の場合には、抗原簡易キットでの検査を促し、検査陽性の場合には、保健所の了承を得た上で、PCR検査等を速やかに実施し、さらに濃厚接触の可能性のある者にも検査を促す。

以 上